

民生福祉常任委員会記録

令和3年11月25日

【開催日】 令和3年11月25日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時10分

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行
-----	------

【執行部出席者】

福祉部長	兼本裕子	福祉部次長	岩佐清彦
福祉部次長	尾山貴子	国保年金課長	亀崎芳江
国保年金課課長補佐	伊藤佳和子	国保年金課主査兼保健事業係長	石井尚子
国保年金課主査兼年金高齢医療係長	岩壁寿恵	国保年金課主査兼国保係長	鈴木一史
国保年金課収納係長	山田幸生	高齢福祉課長	麻野秀明
高齢福祉課主幹	大井康司	高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長	荒川智美
高齢福祉課主査	篠原紀子	高齢福祉課高齢福祉係長	原川寛子
高齢福祉課介護保険係長	藤永一徳	高齢福祉課介護保険係主任	木口屋裕樹
市民部長	川崎浩美	市民部次長兼環境課長	梅田智幸
環境課主幹	湯浅隆	環境課環境政策係長	原野浩一
環境衛生センター所長	井上正満	環境衛生センター所長補佐	古谷道治
環境衛生センター主任	松尾勝義		
総務部次長兼人事課長	辻村征宏	人事課長主幹	光井誠司
人事課給与係長	室本祐		

【事務局出席者】

議会事務局次長	島津克則	庶務調査係長	田中洋子
---------	------	--------	------

【付議事項】

- 1 議案第82号 令和3年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算
(第2回)について(国保)
- 2 議案第84号 令和3年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1回) について (国保)

- 3 議案第89号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (国保)
- 4 議案第83号 令和3年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算 (第3回) について (高齢)
- 5 議案第97号 山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業請負契約の締結について (環境)
- 6 議案第93号に係る連合審査会の受入れについて
- 7 議案第94号に係る連合審査会の受入れについて

午前9時 開会

松尾数則委員長 おはようございます。それでは、ただいまから民生福祉常任委員会の審議を始めたいと思います。本日の審査は、お手元の審査内容にしたがって執り行っていきます。なお、本日はこの後も一般会計の分科会などいろいろ盛りだくさんの内容がありますので、慎重審査はもちろんのこと、議会の議事進行に御協力いただきたいと思います。それでは、審査番号1番、議案第82号令和3年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算 (第2回) について、審査を行います。まず、執行部の説明をお願いいたします。

亀崎国保年金課長 それでは、議案第82号令和3年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算 (第2回) について御説明します。このたびの補正の主なものは、人事異動に伴う調整、令和2年度決算の歳出剰余金を基金に積み立てるほか、決算を見込んでの調整となります。最初に予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも1億7,126万円を追加し、総額を75億5,756万8,000円とするものです。それでは、歳出から御説明いたします。7ページ、8ページをお願いします。上段1款1項1目一般管理費では、137万2,000円を減額しておりま

す。これは、人事異動等による調整を行うもので、1節報酬を172万1,000円の増額、2節給料を312万2,000円の減額、3節職員手当等を56万6,000円の増額、4節共済費を71万7,000円の減額、8節旅費を18万6,000円の増額及び18節負担金、補助及び交付金を6,000円減額するものです。下段6款1項1目基金積立金では、1億7,263万2,000円を増額しています。この主な財源は、令和2年度決算の歳計剰余金になります。今回の積立てにより、今年度末の基金残高見込額は、9億7,876万4,940円となります。基金の活用につきましては、国保料の料率を安定させるために活用することに特に重点を置きながら、医療費の削減にもつながる保健事業についても積極的に活用していくこととしています。続きまして、歳入について御説明いたします。ページは戻っていただき、5ページ、6ページをお願いします。上段、7款1項1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）で143万2,000円の減額、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）184万2,000円の減額は、いずれも額の確定によるものです。3節職員給与費等繰入金137万2,000円の減額は、人事異動に伴うもので、歳出で御説明しました一般管理費の減額に対応するものです。また、6節その他一般会計繰入金は、国民健康保険負担軽減対策繰入金を73万8,000円減額しています。これは、県と市町が共同で実施しています福祉医療費助成事業に伴う令和2年度の国庫負担金減額相当額と県の助成額が確定しましたので、一般会計からの繰入金を調整するもので、国庫負担金減額相当額を県と市の一般会計がそれぞれ2分の1ずつ負担し、国保特会に繰入をするものです。県の助成額は市の一般会計で歳入されます。続いて、8款1項1目繰越金は、令和2年度決算認定を受けて、1億7,664万4,000円増額するものです。説明は以上です。御審査のほど、よろしくをお願いします。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりました。では、委員からの質疑を受けます。

山田伸幸委員 基金積立金のところですけど、大体、保険料を上げないために最初に基金から繰り入れて、今度はここにあるように、前年度の剰余金を立てるということで、これで総額的には余り減っていないというふうに考えてよろしいでしょうか。

伊藤国保年金課課長補佐 今回の令和3年度末の基金の状況ですが、令和2年度に比べて、490万円程度積み上がるという形にはなっております。

大井淳一郎委員 基金の活用について、保険料率の安定に加えて医療費の削減に向けて、保健事業など取り組んでいくということで、具体的に今までも答弁していただいているところでございますが、具体的な取組をお答えいただければと思います。

亀崎国保年金課長 保健事業につきましては、健康保持増進と疾病予防に取り組んでいるところです。具体的な内容としましては特定健診、はりきゅう、がん検診、医療費通知、ジェネリックの医薬品の推進、糖尿病性腎症重症化予防、国保シェイプアップ事業、脳ドック事業、歯周病検診事業を行っているところでございます。

山田伸幸委員 今、説明がありましたジェネリック医薬品の取組はもう以前から強化されていると思うんですけど、最近の傾向はどうでしょうか。

伊藤国保年金課課長補佐 すみません。詳しい資料を今手元に持ってきていないんですけど、使用率80%が目標なので、今うちのほうがちょっと切るぐらい、79.幾つかを行ったり来たりしているような状態です。

大井淳一郎委員 前回、総合計画の中でも話が出ました1人当たりの医療費なんです。現状値はあると思うんですけども、これを指標に入れるという話の中で、医療費が今後どうなっていくんだろうと考えたときに、そういったものの傾向というのは原課としては今どう考えていらっしゃるのでしょうか。ずっと右肩上がりじゃないかという見方もあるし、今言われた保健事業の取組によっては下がっていくかもしれないし、今後の予測はなかなかできないと思うんですけども、原課としては、具体的に1人当たりの医療費はどのようになっていくと考えておられるのでしょうか。

亀崎国保年金課長 1人当たりの医療費につきましては、県、国とも右肩上がりになっているところでございまして、本市におきましても同様の動きとなっております。本市の1人当たりの医療費なんですけれども、県内

でも高いほうでした。令和元年度は高いほうから3番目ということで、令和2年度は6番目となっております、少し下がっているような状況ではあります。ただこの医療費というのが新薬といいますか、値段の高い新薬が出るとか、その年の傾向とかもあると思いますし、やはり、被保険者の方には必要な医療は受けていただきたいと思っておりますので、医療費というのはなかなか予想しづらいと思っておりますのでございます。

山田伸幸委員 別の場でも言ったんですけど、昨年、今年と医療控え、つまりお医者さんに行かないということがあったんですけど、それは医療費等に反映されておりますか。

亀崎国保年金課長 昨年度と比べて、現在のところ10%ぐらい上がっているような状況です。これは、コロナの前の令和元年度の辺りと大体同じぐらいの動きとなっております。

大井淳一郎委員 参考までに令和2年度の1人当たりの医療費を教えてください。あわせて、令和元年度も分かればお願いします。

亀崎国保年金課長 1人当たりの医療費ですけれども、全体の費用額ということで、令和元年度が49万2,749円、令和2年度が47万263円となっております。令和3年度につきましては、今ちょっと資料を持ち合わせていませんので、すみません。

松尾数則委員長 委員から何か質疑ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければこれで、この案件については終了したいと思います。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に入りたいと思います。議案第82号令和3年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成で可決するべきものと決しました。この審査は終わりたいと思います。続きまして、議案第84号令和3年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算について、執行部の説明を求めます。

亀崎国保年金課長 議案第84号令和3年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、御説明いたします。この度の補正の主なものは、人事異動の調整、令和2年度決算の歳計剰余金の調整及び決算を見込んでの調整によるものです。予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも227万円を減額し、総額を11億3,479万4,000円とするものです。それでは、歳出から御説明いたします。7ページ、8ページをお願いします。上段、1款1項1目一般管理費につきましては、人事異動等による調整を行うもので、2節給料は274万円の増額、3節職員手当等は84万5,000円の増額、4節共済費は、99万4,000円を増額するものです。下段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、金額の確定等に伴う予算調整として、684万9,000円を減額しております。内訳は、保険基盤安定負担金753万1,000円の減額、後期高齢者医療保険料納付金68万2,000円の増額になります。歳出は以上です。続きまして歳入について御説明いたします。ページは戻っていただいて、5ページ、6ページをお願いします。上段、3款1項1目事務費等繰入金457万9,000円の増額は、歳出で御説明しました一般管理費の増額等に対応するものです。続いて、3款1項2目保険基盤安定繰入金753万1,000円の減額は、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定負担金の減額に対応するものです。中段、4款1項1目繰越金68万2,000円の増額は、令和2年度決算認定を受けて増額するものです。これも歳出で御説明いたしました後期高齢者医療保険料納付金に対応するものになります。説明は以上です。御審査のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりました。委員から質疑を受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、議案第84号令和3年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成ということで、この議案については認定されました。それでは、審査番号3、議案第89号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、審査に入ります。執行部の説明を

求めます。

亀崎国保年金課長 議案第89号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。お配りしています資料、1ページの1条例改正の概要を御覧ください。今回の改正は、産科医療補償制度の見直しによる掛金の変更等を受けて、健康保険法施行令の改正が行われたことに伴い、条例に規定する出産育児一時金の額及びその加算の上限額を改めるものとなっております。改正の具体的内容を説明する前に、今回の改正に係る出産育児一時金制度及び産科医療補償制度の二つの制度について、それぞれ説明をさせていただきたいと思しますので、資料の2ページの3 出産育児一時金制度の概要を御覧ください。出産育児一時金制度は、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険等の被保険者又はその被扶養者が出産したときに、出産に要する経済的負担を軽減させるため、保険者が一定の金額を支給する制度です。現状、出産育児一時金として、産科医療補償制度に加入している医療機関で被保険者が出産した場合に42万円を支給し、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で被保険者が出産した場合には、40万4,000円を支給しています。また、出産に関する被保険者の費用負担につきましては、出産育児一時金の直接支払制度を利用することで、被保険者が窓口で多額の現金を支払うことなく、国民健康保険等の保険者から支払機関を通じて医療機関に対し、出産育児一時金としてその費用が支払われることとなっております。なお、出産費用が42万円を超える場合は、その超える額は本人の負担により医療機関に支払っていただくこととなりますが、42万円に満たない場合は、本人から市への請求により差額を本人に支給することとなります。令和2年度の出産育児一時金の実績は、21件、880万8,510円となっております。続いて、4 産科医療補償制度の概要を御覧ください。産科医療補償制度とは、分娩に関連して重度脳性麻痺になった児とその家族の経済的負担の補償、原因分析や同様の事例の再発防止を図るための情報提供等を行う制度です。補償金額は、看護・介護の基盤整備に準備一時金として600万円、看護・介護費用の補償分割金として2,400万円の総額3,000万円となっております。その下の制度の概要図を御覧ください。まず、図の中央付近、妊産婦（児）と分娩機関の関係となりますが、妊産婦は分娩機関に対して分娩費と合わせて産科医療補償制度の掛金を負担いたします。この掛金の支払に対して、分娩機関から登録証が交付され、

補償の約束が当事者間でなされることとなります。一方、分娩機関は、同掛金を補償制度の運営組織である公益財団法人日本医療機能評価機構に納付し、同機構は損害保険会社に対して保険料の支払を行います。図の左側を御覧ください。時系列としては出産の後ということになります。国民健康保険等の保険者は被保険者である妊産婦に対して、出産育児一時金と補償制度の掛金相当額である加算額を支給し、また、図の右側になりますが、補償の対象となる事案につきましては、損害保険会社から対象者に対し、補償金の支払が行われることとなります。以上が制度の説明です。申し訳ございませんが、資料の1ページにお戻りください。条例改正の概要は、冒頭申し上げたとおりですが、この背景といたしまして、条例改正の概要の下方、コメ印の部分に記載しておりますが、産科医療補償制度の見直しにより、掛金の額が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなり、また、令和2年12月に国の社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の総額を42万円に維持すべきとの方針が示されました。これを踏まえ、令和3年8月に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本市の条例についても所要の改正を行うものです。2改正の内容を御覧ください。改正の内容といたしましては、産科医療補償制度の掛金相当額である加算分を含まない出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げるとともに、産科医療補償制度の掛金相当額である加算の上限額を1万6,000円から1万2,000円に引き下げるものとなっております。なお、施行期日は、健康保険法施行令等の一部改正と同様に、令和4年1月1日としており、以後の出産について適用されることとなります。その下に参考として、産科医療補償制度に加入している医療機関等における出産の場合の改正前と改正後の金額をお示ししております。表中2段目の掛金相当額の加算分を含まない出産育児一時金の額は、改正前の40万4,000円から改正後は40万8,000円に増額になっております。その下の段、出産育児一時金（加算分）の上限額につきましては、改正前は1万6,000円から改正後は1万2,000円に減額されております。一番下段の合計については、改正前・改正後の双方とも42万円に変更はありません。産科医療補償制度に加入していない医療機関における出産の場合は、加算分の支給がありませんので、改正前は、40万4,000円、改正後は40万8,000円の支給となります。なお、令和3年10月現在、医療機関における産科医療補償制

度の加入率は、全国で99.9%、山口県で100%となっています。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

松尾数則委員長 以上で執行部の説明が終わりました。委員から質疑を受けません。

吉永美子委員 実績をお聞きしようと思ったんですけど、これは単純に割るとどうなんですか。出産育児一時金として、現在の40万4,000円が改正で40万8,000円になったとして、結局は手出し出される方が多いのか、この実態は、山陽小野田市ではいかがなんでしょうか。

鈴木国保年金課主査兼国保係長 手出しの額につきましては、令和2年度における出産育児一時金制度の利用者の平均で、43万6,000円となっております。

吉永美子委員 現実には、今回上がったとしてもこれでも足りないというところなんですけども、国の動きとしてはもっと上げていこうという傾向があるのではないかと思います。これからの出産育児一時金として、増額の見込み等をつかんでおられればお知らせください。

亀崎国保年金課長 出産育児一時金の金額につきましては、健康保険法施行令で記されているところでございます。国民健康保険といたしましても社会保険等のほかの医療保険と給付の差が生じないようにすることで、公平な保険給付を行うことができるということから、現在増額は困難と考えているところでございます。

吉永美子委員 それとこの補償ができたのは、産科医が安心して出産に携われるように始まったと理解しているんですけども、あってはならないんですが、山陽小野田市のここに入られている被保険者の中で補償の対象になったということはあったんでしょうか。

亀崎国保年金課長 こちらの制度につきましては、国民健康保険では実態がどうなっているかは現在分かっていないところでございます。

山田伸幸委員 先ほど、給付件数21件、880万円というふうに報告された

んですけど、これ近年の分かっている範囲で何年間かちょっと教えていただけますか。これは昨年度ですよ。

鈴木国保年金課主査兼国保係長 今、手元にある資料の数字を読み上げます。平成28年度の実績は28件、金額1,164万1,345円。平成29年度の実績ですが、件数29件、金額1,217万9,940円。平成30年度の実績ですが、件数27件、金額1,061万9,022円。令和元年度につきましては、件数27件、1,108万3,066円となっております。

松尾数則委員長 そのほか委員から質疑があれば。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ質疑はこれで打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、議案第89号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成ということで、議案については可決されました。では、10分ほど休憩として45分から始めます。

午前9時33分 休憩

午前9時45分 再開

松尾数則委員長 それでは休憩を解きまして、審査を続行いたします。次は、審査番号4、議案第83号令和3年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第3回）について審査を行います。まず、執行部の説明を求めます。

麻野高齢福祉課長 それでは、議案第83号介護保険特別会計補正予算（第3回）について御説明をします。11ページ、12ページをお開きください。まず、歳出につきまして、1款1項1目一般管理費は、人件費の調整により増額となっております。また、システム改修に対する国庫補助金100万3,000円の内示に伴い、一般財源から特定財源へ財源更正を行っております。2款1項1目介護サービス諸費と13、14ページ

の2項1目介護予防サービス等諸費につきましては、決算を見込んで1,600万円ずつ増額と減額をするものです。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の2節から4節までは、人件費の調整により減額となっております。また、12節の介護予防ケアマネジメント委託料は、決算を見込んで98万5,000円を増額しております。3款3項1目任意事業費と、ページをめくって、15、16ページの2目包括的支援事業費は、人件費の調整により減額となっております。また、12節の介護予防支援業務委託料は、決算を見込んで120万9,000円を増額しております。4款1項1目基金積立金1億3,045万2,000円の増額は、令和2年度における給付費等の精算に伴う剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるものです。これにより、補正後の予算ベースでの介護給付費準備基金の残高は5億8,913万819円となる見込みです。ページをめくって、17、18ページ、5款1項3目償還金7,491万3,000円の増額は、令和2年度における給付費等の精算に伴い、国、県からの超過交付金を返還するための償還金です。この内訳としましては、介護給付費に係る国庫負担金が3,726万4,560円、県負担金が1,392万5,043円と地域支援事業費に係る国庫負担金が1,552万6,969円、県負担金が819万5,954円となっております。続きまして、歳入を御説明します。7、8ページをお開きください。3款2項1目調整交付金3万6,000円の増額、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）14万円の増額及び3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）226万8,000円の減額については、先ほど歳出で御説明いたしました。介護予防ケアマネジメント委託料と人件費が地域支援事業において補助事業の対象となることから、それぞれの財源調整を行うものです。4目保険者機能強化推進交付金55万5,000円の増額と、5目介護保険保険者努力支援交付金55万5,000円の減額は、内示に伴うものです。6目特別調整交付金11万円の増額は、新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免に対する財政措置です。7目事務費交付金100万3,000円の増額は、令和3年度の介護報酬改定等に係るシステム改修に対する国庫補助金の内示に伴うものです。4款1項2目地域支援事業費交付金18万9,000円の増額と、5款2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）8万7,000円の増額及び2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）113万4,000円の減額についても、介護予防ケアマネジメント委託料と人件費が地域支援事業において補助事業の対象となることか

らそれぞれ財源調整を行うものです。7款1項2目地域支援事業費繰入金104万6,000円の減額、3目その他一般会計繰入金の事務費等繰入金247万6,000円と職員給与費等繰入金87万6,000円の減額及び9、10ページの7款2項1目介護給付費準備基金繰入金の130万3,000円の減額は、地域支援事業費の補正に伴う財源調整によるものです。8款1項1目繰越金2億804万7,000円の増額は、9月定例会で決算認定をいただきました令和2年度の繰越金となります。結果、歳入歳出とも2億50万9,000円の増額となり、予算総額は67億7,734万7,000円となりました。以上が、この度の補正予算の内容となります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けませんが、項目も結構あるので、まず歳出から質疑を受けたいと思います。

山田伸幸委員 14ページの介護予防サービス給付費は決算を見込みということで、今年度、介護予防サービス給付費の増加ということですが、見込みよりも量が多くなっているということでしょうか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 介護予防サービス給付費の増額についてですけれども、増額したサービスというのが、介護予防の特定施設入居者生活介護、ケアハウスの利用者で、この施設については、要支援の方も利用することができる施設になりますが、こちらは当初見込んでいたよりも支援の方の利用が少し増加したということで、給付費を増額させていただいております。

山田伸幸委員 次に、同じく14ページの地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業費のうちの介護予防ケアマネジメント委託料が若干の増加ですが、これはどういった事業でどういったことで増加したのか、説明してください。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 介護予防ケアマネジメントというのは、基本チェックリストで総合事業の対象者となった方と、要支援1、要支援2の認定を受けた方が、介護予防日常生活支援総合事業のサービスのみを利用する場合のケアプラン作成に係る業務となっております。これが増加した要因につきましては、ケアプランの作成担当

であった任期付職員が8月末で1名退職したことで、外部委託件数の増加が見込まれる結果となっております。

山田伸幸委員 介護予防というのは、直接市民の利用に関わってくるわけで、このケアプランは今までは全部市でやってきたということですが、大体何件ぐらい扱っておられるのですか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 今までも地域包括支援センターの職員がケアプランを立てているほか、今までも外部の居宅介護支援事業所に委託も行っていったところですよ。実績といたしましては、月平均で約300件から350件ぐらいで現在推移しているということですよ。

山田伸幸委員 月300件として、それを何人の職員でされてきたんですか。職員で扱いきれないものは外部委託となったと思いますが、1人当たり何件ぐらい担当しているということでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 1人当たりの件数にはばらつきがありますし、外部の居宅介護支援事業所のケアマネジャーの担当委託件数もまちまちですが、地域包括支援センターの職員だけですよ、ケアプランを主に担当している職員については、おおむね60件程度、それ以外の包括的支援事業を担当している正規職員につきましては、概ね20件程度となっております。

山田伸幸委員 では、こういった介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成が大体60件というのは、かなり昔の話になると思います。1人当たり50件とかいう話もありましたが、今その制限等は設けられていますか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 申し訳ありません。先ほどの答弁で少し訂正があります。介護予防ケアマネジメントだけを担当しているというわけではなくて、この後ありますが、指定介護予防支援というケアプランも合わせて60件、20件の担当となっております。地域包括支援センターの職員に関しましては、ケアプラン担当の上限数は特にございませぬ。居宅介護支援事業所のケアマネジャーにつきましては、40件を超えると減算となりますので、そこがおおむねボーダー

かなというふうに考えております。

山田伸幸委員 こういったケアプランの作成については、資格を持っておられる方が当たられていると思います。今そういった資格を持っておられる方がそういうお仕事になかなか就かれないということもお聞きしていますが、今の状況としてケアプランの作成について、職員は十分に足りていると考えてよろしいのでしょうか。

麻野高齢福祉課長 職員の過不足ということでございますが、地域包括支援センターにつきましては、やはり途中退職もあったということもありまして、ちょっと厳しい状態が続いている状況でございます。民間につきましても、報道等でありますように、なかなか介護人材というのは不足の状態ということを知っております。先日の委員会でもちょっとお話ししましたけれども、市としても介護人材を探す努力は今後もしていきたいと考えております。

大井淳一郎委員 16ページの介護予防支援業務委託料ですが、介護予防ケアマネジメント委託料の違いがあれば、教えてください。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 介護予防支援につきましては、要支援1、要支援2の認定を受けた方が介護保険の予防給付のサービスを利用する場合のケアプラン作成に係る業務となっております。

大井淳一郎委員 これも会計年度任用職員の退職等があつて、外部に委託したという理解でよろしいでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 おっしゃるとおりです。

山田伸幸委員 麻野課長も言われたと思いますが、外部に委託するにしても、外部もなかなか厳しい状況にあるのではありませんか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 委員がおっしゃられるとおり、居宅介護支援事業所のケアマネジャーは先ほども申し上げたとおり40件を超えると減算ということがございますので、やはり、担当をいただける数には限りがあるかなというふうには考えております。

山田伸幸委員 この問題をやりだしたら切りがないのでやめます。次に介護給付費準備基金積立金1億3,045万2,000円ですが、令和2年度の剰余金が2億800万円ですか。先ほど説明がありましたが、剰余金の全額がここには来ていませんが、その差額はどのようになっていますか。

大井高齢福祉課主幹 剰余金は約2億円ありますが、そこから昨年度頂いた交付金等の償還金がありますので、それを差し引いた額を積み立てるような形となっております。

山田伸幸委員 基金については、積立ては大体どの程度を目安にしておられるのでしょうか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 基金の残高については、介護給付費の急激な増加に伴って介護保険制度を維持するという役割もありますので、基本的には、給付費が5%程度増額した場合でも対応できる額を目安と考えております。それで計算すると、おおむね2億円前後は最低でも確保する必要があると考えております。今回、基金については第8期の計画で保険料の抑制で、これまで1億円取り崩していたところを1億5,000万円取り崩すこととしておりますので、今後の基金の適正残高については、推移をきちんと管理して介護保険の制度維持のために活用していきたいと考えております。

山田伸幸委員 今、介護給付費の急激の増加ということを言われましたが、そういったことはないのではありませんか。実際にあるのですか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 基本的には大きな変化がなければ、確かにそこまで急激に増加するというのは全国的にもないのかもしれませんが、ただ、これから介護保険のサービスがどれぐらい利用が見込まれるかわからない部分もあります。万が一に備えての基金の積立てという役割もございまして、御理解いただければと思います。

山田伸幸委員 やはり基金がある程度あることで安定的な介護事業の運営ができると思っており必要ですけれど、先ほど言われたように保険料を抑え

るということも非常に大切な要素になってきておりますので、それはしっかりとした運営が必要かなと思っております。ただ、気を付けていただきたいのは、過度なサービス抑制になってはいけないと思っております。一時期、介護サービスを抑えるという傾向もありましたが、在宅と施設、バランス的には何対何ぐらいの給付費になっていきますか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 施設と在宅について、細かい計算にはなりません。ただ、おおむね給付費の3割から4割程度ぐらいが施設の給付費になるかと思っております。残りが在宅等のサービス給付費になります。

松尾数則委員長 そのほか歳出で質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ歳入に移りたいと思っております。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入は質疑なしです。質疑はこれで打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしです。それでは、議案第83号令和3年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成ということで、議案第83号については可決すべきものと決しました。以上でこの審査を終わります。どうもお疲れさまでした。職員入替えのため休憩します。では、20分から開始したいと思います。それまで休憩いたします。

午前10時8分 休憩

午前10時20分 再開

松尾数則委員長 それでは休憩を解きまして、審査を続行いたします。次は、審査番号5、議案第97号山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業請負契約の締結について、審査を行います。まず、執行部の説明を求めます。

梅田市民部次長兼環境課長 それでは、議案第97号山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業請負契約の締結について御説明いたします。

まず、本事業は、令和3年3月議会において、債務負担行為33億6,532万8,000円を限度額として予算承認をしていただいた事業でございまして、4月より受託者の選定に向けて公募から審査までを行い、10月28日付けで受託者と仮契約を締結したところでございます。本議案につきましては、この仮契約を本契約とさせていただくため、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。議案第97号の表面ページをお開きください。まず、1事業名につきましては、山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業となります。次に2履行場所でございますが、「山陽小野田市大字小野田7252番地2」と記載しておりますが、申し訳ございません。これが記載の誤りがございます。「山陽小野田市大字小野田7525番地2」が正式な番地でございます。7525番地2でございます。大変申し訳ございません。お詫びいたします。こちらの住所が環境衛生センターの所在地となります。次に3契約の方法は公募型プロポーザルを採用いたしまして、事業者の実績・専門的な技術力や知識、提案内容、価格等を総合的に審査するものとししました。4請負契約金額は33億5,692万5,323円で、これは8年間の金額となります。なお、1年分にしますと約4億2,000万円でございます。5契約の相手方は、株式会社日本管財環境サービス中国支店でございまして、現在の運転管理業務も受託している事業者でございます。次に裏面を御覧ください。こちらは事業概要でございます。1事業の目的は、ごみ焼却施設の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、施設運営業務を包括的に長期に渡って委託するものであります。2事業期間ですが、契約日から今年度末までを運営準備期間としており、実際の運営期間は来年度から令和11年度末までの8年間でございます。3主な事業内容については、こちらに記載しております(1)から(8)に分類しておりますが、現状の運転管理に新たに加わる主なものとしましては、(3)の設備の点検・補修を行う維持管理業務でございます。続きまして、本日お配りしました資料により御説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。環境衛生センターの施設概要でございます。本施設は平成27年に供用開始し、現在7年目を迎えている状況です。施設規模については、1日90tの焼却能力で、45tの2炉という構成でございます。焼却施設内の各設備ですが、受入供給から電気設備までのそれぞれ専用設備を有しているものでございます。2ページを御覧ください。管理エリア図でございます。

ピンクを受託者が、青を市が主に使用するエリアとなります。青のエリアとしましては、上から計量棟、パッカー車等の車庫、洗車場でございます。ピンクのエリアは衛生センター本体でございますが、事務所や会議室につきましては今後も市が使用いたします。3ページを御覧ください。3ページから6ページまでは業務内容及びそれぞれの分担を一覧表にしたものでございます。現状の運転管理に新たに加わるものとしましては、1. 搬入管理業務では1-3の計量棟にて収集車、登録業者、一般搬入者の車両の記録・確認・管理、1-6の展開検査の実施です。次に4ページですが、3. 維持管理業務の事業者にマルがついた業務内容全て。4. 環境管理業務につきましても4-1、4-2の両方。5ページですが、5. 安全衛生管理業務の5-2、5-3。7. 情報管理業務の7-3、7-4、7-5。6ページにつきましては、8. その他関連業務の8-2、8-3、8-4、8-5でございます。7ページを御覧ください。年度ごとの支払予定額でございます。運営固定費につきましては、人件費や維持補修費等を平準化して支払います。運営変動費につきましては、焼却処理に必要な光熱水費や燃料・薬剤等の購入費で、処理量に応じて支払うものとし、現状では計画値に基づいて計算しています。8ページを御覧ください。このページからは受託者決定に関するものでございまして、8ページは決定までの手順のフロー図です。プロポーザル実施方針を4月12日に公表し、その後図のとおり各種審査等を進めまして、10月11日に応募者ヒアリングを実施し、受託者を決定いたしました。9ページを御覧ください。プロポーザル審査の概要です。1. 審査の経緯につきましては先ほどのフロー図とも重複しますが、審査委員会の開催及び参加資格審査・基礎審査についても時系列で記載しています。2. 審査方法につきましては、総合評価による配点の内訳、非価格要素審査に対する審査方法を記載しています。3. 審査委員については市職員3名、有識者2名の5名でございます。4. 提案者数ですが、公表資料に対する質問書の提出は他社からもありましたが、最終的な提案書の提出は1社のみでございました。審査結果につきましては5に記載のとおりでございます。10ページを御覧ください。非価格要素審査における審査項目及び配点の一覧表でございます。審査項目につきましては、各業務に関する提案内容を評価できる視点としており、配点は先進地の事例を参考に、また、本市として重要視する項目を高い配点といたしました。説明は以上でございます。ご審議のほどお願いします。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。
内容と概要等も含めて結構です。

吉永美子委員 まずお聞きしたいのが、目的として長寿命化を図るということで、長期ということなんですが、まず長期の考え方として運営期間を8年とされた理由は何でしょうか。

原野環境課環境政策係長 ごみ焼却施設というのが、基本的に15年を目途に大型の改修をするような施設の考え方となっております。現状で今7年目ですので、15年から7年を差し引きまして8年ということで契約期間を設定しておるところでございます。

吉永美子委員 分かりました。その次に、ここはもともと実績があって、その実績を鑑みながら最終的な決定に至られたと思うんですけども、まず、9ページの59.7点というのは高い値になるのかどうかというところがちょっと疑義を感じたんですが、いかがでしょうか。

原野環境課環境政策係長 59.7点というのは、まず内訳としまして、非価格要素審査は技術提案、事業提案書に基づくものについて、その70点のうち49.7点というのが、提案の内容になります。残りの価格点につきまして、30点のうち10点。これを合計しまして59.7点という結果となっております。事業提案につきましては、その70点中49.7点といたしますのが、7割の点数を超えておまして、各審査委員の評価の項目の中につきましても、特に優れているという一番最高点と優れているというのがこの評価の高い項目にあり、大体中間辺りに位置しまして、各審査員からも提案内容については、おおむね優れているので大丈夫というふうに高評価をいただいております。

吉永美子委員 次の10ページなんですけれども、これが70点の内訳ですよ。先ほど言われた、重要なところは配点を高くしましたと御説明ありました。そうなってくると、運転管理計画が10点、それから補修・更新計画、地域貢献とあるわけですよ。それぞれに関して、この業者がどれだけの点数を取られたのかということと、この地域貢献というのはどういう意味を示しておられるのか、この2点をお聞かせください。

原野環境課環境政策係長　まず地域貢献の項目を先にちょっと御説明させていただきますが、こちらにつきましては、地元の方を雇用していただけるかどうかという点が一つ。それから、こういった大型事業になりますと、現状の運転管理におきまして、地元の企業から、用役費、燃料とか消耗品とか、それから薬剤といったものを入札で購入するようにしております。それから修繕で、大型の特注品以外のものを地元の企業から修繕とかの工事を入札等で発注しておるようなものがございまして、こういったものを引き続き、更に多く地元への発注を見込んでいただけるかという点を高く評価したいということで、地域貢献という項目の金額を設定させていただいておるところでございます。もう一つのこの点数に対してどうだったのかというところでございますが、まず、運転管理につきましては、10点中6.5点、続きまして補修・更新計画につきましても10点中6.5点、そして地域貢献につきましても、平均で言いますとこちらも10点中の6.5点ということで、審査の内訳については若干ばらつきがございますが、トータルとしましては、大体7割程度の評価をいただいております。

吉永美子委員　それと主な事業内容というところで、事業概要ですが、維持管理業務が新しく付きましたと、確かさっき御説明があったと思うんです。これを見ると単純に焼却設備の点検・検査、補修・更新、長寿命化計画の作成ということで、これまで改修をしないといけない、こんな枝が突き刺さりましたとかいろんな御説明等があったわけですが、この焼却設備の点検そのものは、これまでこの会社がされることはなかったということでしょうか。市がしないといけない状況にあったということでしょうか。

原野環境課環境政策係長　精密機能検査という3年に1回行う大型の定期点検がございまして、こういったものを市で実際にやっております。各日々の点検につきましても、業者が行うもの、それから市も一緒になって、焼却設備の担当の者が一緒になって行うものがそれぞれ設備の内容にあって、今後につきましてはこういったもの、小さいものから大型の点検まで、全てを包括して委託するような形になるということになります。

吉永美子委員　だから、これまでこの会社がされていたわけですから、この維持管理業務全てが新しく入るのであれば、焼却設備の点検をこの会社が

日頃するということが、これまで業務の中には入っていなかったんでしょ
うかとお聞きしています。

松尾環境衛生センター主任 基本的には焼却炉運転である整備に関しては、市
が全部行っておりましたので、そういったところは今回の契約で増えて
くるということです。

吉永美子委員 これまでこの会社がされてきたわけですから、これまでもそう
ですよ。新しい会社ではないですよ。

松尾環境衛生センター主任 新しい会社ではないです。

吉永美子委員 だから、議案の裏面にありますけど、維持管理業務が新しく入
りましたとおっしゃったから、この会社はこれまで維持管理業務という
焼却設備の点検というのは、業務の中にこれまで入っていなかったんで
すかと申し上げました。

松尾環境衛生センター主任 すいません。それについて簡易的なものに関して
は、今の運転管理のほうは行っていましたが、基本的には先ほど御説明
いたしました精密機能検査で深いところまで全部やるということは、市
がやっておりました。

吉永美子委員 いろんな止めないといけない状況とかそういうのは、この会社
がこういう状況ですよ、これから先ちょっとまずくなりますよとかいう
御報告はきちんとこれまでも上がってきていたんですか。

松尾環境衛生センター主任 今まで上がっておりました、それを受け市が判断
して整備補修をしておりました。

山田伸幸委員 こういうプロポーザルという公募とかいろいろ示されたんです
けれど、この公募の方法はホームページによるものなんですか。

原野環境課環境政策係長 おっしゃるとおりでございます。ホームページで公
表しております。

大井淳一郎委員 複数提案があつて最終的な1社ということですが、どの段階で辞退されたのか、差し支えない範囲でお答えください。

原野環境課環境政策係長 こちらに関しましては、実際に公募する前、今年の3月議会で予算承認をしていただいたというお話させていただいたと思いますけれども、その辺りでは他に複数社からの問合せ、いつぐらいから募集が始まるんでしょうかとか、そういった感触は3社程度ありました。あとさらに一番最初のプロポーザル実施方針の公表の段階で、実際このようなタイムスケジュールで今後公募を始めますよという時点の段階で質問書の提出を求めておりました。これについては、受託者以外にも1社ほど質問内容を御提出いただいたところでございます。実際の公募が始まった段階で、参加資格申請書の御提出を求めた段階で、その会社は提案をされなかったということになります。

山田伸幸委員 今までここでやってこられた方を押しのけて、次が入るとするのはなかなか難しいかとは思いますが、実際に市からの要望として改善してほしいとか、こういったことも期待しているんだよというのは伝えてこられたと思うんです。そういったものが、今回のこの配点の中に反映されてきたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

原野環境課環境政策係長 おっしゃるとおりでございます。

山田伸幸委員 あと地域貢献を先ほど説明されて、地元の雇用だとか、物資の調達を地元でとかいうことなんですけれども、今実際に地元の方の雇用というのはどの程度行われているのでしょうか。

原野環境課環境政策係長 現状の運転管理の人数がトータルで25名いらっしゃいます。このうち約半数、10数名の方が地元採用でございまして、今後の包括的運転管理業務に移行しますと2名の追加、整備の関係それからそういった用役費とか調達関係、リーダー的なマネジメントする方を1名加配するということになっていきますけれども、その方はほかの部署から異動で来られるということになります。今後の運転管理27名中のうち、ほかの部署に異動になったり退職されたりした方の補充等につきましても、地元の方を採用する方向で進めていきたいというふうに事業者からは提案を受けておるところでございます。

吉永美子委員 ちょっと確認させていただきたいのですが、資料の7ページの支払予定額でございます。運営固定費は変わらないところで、考え方としてちょっと分からないので教えていただきたいんですが、雇用されている方の人件費とか入っておられるということですけど、お給料とかは年数がたっていけば上げていくとかいうことがあるんじゃないかと思うんですが、その点の考慮はどうかということと、運営変動費ですけども、光熱水などということなんですが、これはだんだん減っていつていきます。ということは、この会社の自主努力というか、そこで極力下げてやってほしいということなんですか。この2点、お聞かせください。

原野環境課環境政策係長 まず、運営固定費につきましては、次長からの説明もございましたとおり、人件費や維持補修に係る経費の総額を8年間で平準化したものになります。確かに委員がおっしゃるとおり、人件費は昇給とか人の入替えとかで前後することもございますし、維持補修費につきましても、設備の更新や修繕が集中する年はやはり億単位の金額で波打つことがございます。こういったものを平準化できるというのもこの長期包括のメリットにもなりまして、焼却処理の量に関わらないものを固定費として平準化して8年間お支払するというのが固定費の考え方になります。変動費につきましては、ごみの焼却量に応じてお支払するものになり、薬剤の購入とか光熱水費、燃料とかいったものの量によって、決定するものになります。要はこういう金額が減ってきているというのは、計画ごみ量がだんだん年がたつにつれて減っていくというような想定をしておりますので、金額が少しずつ減るというふうな形で記載しております。ですので、このごみ量が更に減れば減りますし、これがなかなか減らなければ若干であります、増えていくというような形になることも想定されるということで御理解いただけたらと思います。

吉永美子委員 増えていけば、会社と契約している金額は上がるということもあり得るということですね。

原野環境課環境政策係長 委員おっしゃるとおりでございます。

山田伸幸委員 改修前の機械のときに、よく何度も止まって、片方の炉だけでやることで山積みになるということも何度も目撃してきたんですけど、

その大きな原因の一つとして炉壁ですね。レンガが崩落するとか相当傷んできたということがあったと思うんですけど、今7年たって、そういった運転を休止しなければいけないようなそういう状況はないのか。その点いかがでしょうか。

松尾環境衛生センター主任 今お話がありましたことにつきましては随時補修等を行っておりますので、今のところそういったことがないと思っております。

白井健一郎副委員長 質問いたしますけれども、契約の方法を公募型プロポーザルでなされたことについて、結果的に成功したと思われませんか。

原野環境課環境政策係長 結論から言いますと成功したと思っております。内容的にはやはり性能発注、要は業者側の運転管理の実績、入られるスタッフの方の技術力、それからもちろん実績も含めてこういったものが高く評価できる提案者の方に受託していただきたいというのが、本来のこの公募型プロポーザルの趣旨になりますので、そういった方が応募してきていただいて受託されたということは、成功したというふうに考えております。

白井健一郎副委員長 私は公募型プロポーザルについて、少し今の説明と違う理解をしています。つまり、日本語に訳すと企画の競争入札と。この全体の事業を複数の事業者が企画を作って提案をして、そして競争し合うということによって競争のいい面ですよね。よりいい企画が立てられるという考えに基づいていると思うんですが、本件におきましては、複数競争し合ったというのが余り見られなかったように思うんですけども、どうでしょうか。

原野環境課環境政策係長 確かに副委員長のおっしゃるとおり、複数社でより良いものが出てくれば、なお良かったのではないかなとは思いますが。提案されたこの1社の方につきましても、ほかの業者から一切提案がなかったということは公表しておりませんので、見えない敵と最後まで戦っていただいたといえますか、自分のところがより良い提案をするということについて、最後まで御尽力いただいたということは間違いありませんので、この手法を取ったということについては成功したと考えておりま

す。

白井健一郎副委員長 ありがとうございます。価格審査が30点分あるんですが、これについて10点しか得てないというのは、やはり価格というのは一番競争で数字で分かると思うんですが、その点、この30点のうち10点しか取れなかったということについてはどう思われますか。

原野環境課環境政策係長 10点といいますのが、価格の審査の方法なんですけれども、30点のうち上限額から5%刻み、約33億円ですので約1億6,000万円程度の金額を段階的に点数が増えていくというような形にしております。一番上限金額に近いところの5%以内でありましたら、100%から95%になるんですが、ここであれば10点、上限金額を下回ることはクリアしていますので10点。そこから5%ずつ金額が下がっていくと5点ずつ加配するというふうな考え方で価格点の点数は設定しておるところでございます。確かに一番最低点ということにはなるんですけれども、この金額自体は、ほかの市が行っておる包括的民間委託の金額と比較しますと、大体ほかの他市も、4億5,000万円から5億円後半ぐらいでされているところが多くございますので、その金額を加味しますと、納得の数字にはならざるを得ないかなというところで、担当者としては理解しておるところでございます。

大井淳一郎委員 価格の話が出ましたが、他市と比べて上限の設定が適正であるといった答弁だと思うんですが、他市とうちではまた方式も違いますし形状も違うと思うんですが、その上限の設定についてはどのような判断基準でされたんでしょうか。この上限が高過ぎたのかもしれないし、そうでなかったのかもしれないので、ちょっと御答弁いただければと思います。

原野環境課環境政策係長 事前に参考見積りを複数社から取っておりまして、その金額を参考に算定したものでございます。この業務につきましては、発注支援業務ということで、この仕様書を作るなど、プロポーザルに関わる内容につきまして専門のコンサルに入っていて業務を実施したところでございます。このコンサルで試算した数字につきましても、参考見積りと比較して、信ぴょう性があるものということで金額を判断し設定させていただいたところでございます。

大井淳一郎委員 維持管理業務の3-6補修・更新の実施ということで、大規模修繕工事の実施（本事業終了後）ということですが、原課とすれば大規模修繕工事というのは、令和11年度以降に大規模修繕工事を実施する、それが市の負担という理解でよろしいでしょうか。この意味を教えてください。

原野環境課環境政策係長 先ほど今回8年の契約というのが、15年を目途に大規模改修するということを冒頭の説明で答弁させていただいたと思うんですけども、基本的にはその辺りの時期の施設の劣化の状況、それから今後の更新計画も今回の受託者に提案していただくようになっておりますので、この段階でどれぐらいの規模の工事をするかということも考えないといけないという時期で考えておりますが、この8年間の運営の状況によりまして、その損傷の程度が少なければ、あまり大規模なものしなくても大丈夫ということもありますし、宇部市も近年設備を大規模に総入れ替えしているような工事を数十億掛けてやっておるというものもありますので、そういったものをやる必要があるかどうかというのを、今後の8年間の状況を見ながら検討して実施したいというふうに考えております。

松尾数則委員会長 ほかに質疑はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これでもう質疑はこれで打ち切りたいと思います。ちょっとすいません。しばし休憩いただきます。

午前10時55分 休憩

午前11時5分 再開

松尾数則委員会長 休憩を解きまして審査を続行いたします。ただいまの審査におきまして、履行場所の住所に間違いがあり、「7252番地2」ではなくて、「7525番地2」が正解であるという報告がありました。ここにつきましては、きちんと番地等も再度確かめていただいて、再度審査を行いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。これで、この議案についてはここで一旦終わりますので、また再度改めて委員会等開いて審査を続けていきたいと思っておりますので、よろし

くお願いします。日付については後日連絡をいたします。それでは続きまして、審査番号6、議案第93号に関わる連合審査会の受入れについて、審査をしたいと思っております。議案第93号山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして、総務文教常任委員長から、本委員会と連合審査会を開催して審査したいとの申入れがありましたので、御協議願います。意見がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）お諮りいたします。総務文教常任委員会との連合審査会の開催につきまして、総務文教常任委員長の申出に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成と認め、連合審査会を開催することに決定いたしました。では、委員長から総務文教常任委員長に開催に同意する旨の回答をしたいと思っております。続きまして、議案第94号に係る連合審査会の受入れについて、審査をいたします。議案第94号山陽小野田市公民館条例を廃止する条例の制定について、総務文教常任委員長から、本委員会に連合審査会を開催して審査をしたいという旨の申出がありましたので、御協議をお願いいたします。御意見ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）お諮りいたします。総務文教常任委員会との連合審査会の開催につきまして、総務文教常任委員長の申入れに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成ということで、連合審査会を開催することに決定いたしました。それでは委員長から総務文教常任委員長に対し、開催に同意する旨を回答したいと思っております。以上で、この件につきまして審査は終わります。本日の委員会審査日程については、これで終わりたいと思います。

午前11時10分 散会

令和3年11月25日

民生福祉常任委員長 松尾 数則